

## 契 約 書

株式会社日本経済新聞社が発刊する新聞の記事のクリッピングに係る著作権の利用許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、最高裁判所（以下「発注者」という。）と株式会社日本経済新聞社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙1新聞記事複製利用条件等（以下「利用条件等」という。）により、契約を締結し、信義に従い誠実にこれを行うものとする。

### （著作権）

第1条 発注者及び受注者は、受注者が発行する新聞に関して、受注者並びに受注者への寄稿者などに著作権を含めた権利が帰属することを確認する。発注者は、この契約書に基づき第3条及び第4条に定める利用権のみを取得し、その他のいかなる権利も取得しない。

### （契約期間、利用許諾料等）

#### 第2条

1 契 約 期 間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 利用許諾料 金295,488円

（うち消費税及び地方消費税額金21,888円）

3 対 象 新 聞 日本経済新聞及び日経産業新聞

4 利 用 厅 別紙2のとおり

### （記事の利用）

第3条 受注者は、発注者に対し、この契約書に定める条件に従って、この契約の期間中、受注者が発行する新聞に掲載された記事（以下「本件新聞記事」という。）を利用条件等に定められた用途・利用環境の下で、紙媒体に複製し、発注者の内部に配布するため譲渡不能非独占利用権を許諾し、発注者は、受注者に対し、利用の対価を支払う。

### （利用条件）

第4条 発注者は、本件新聞記事を利用条件等に定める使用記事本数、配布部数、配布場所及び利用環境の範囲で紙媒体に複製する方法のみによって利用することができる。

2 この契約に基づいて作成された複製物の閲覧は、発注者の組織内に限るものとする。

3 発注者は、複製物に本件新聞記事の「新聞名、発行年月日」、受注者が発行する許諾番号を明示して利用しなければならない。

4 発注者は、「日本経済新聞」等の題字、欄外などのロゴは利用できない。

5 発注者は、複製物に「コピー、転載禁止」の旨を明記する。

6 発注者は、本件新聞記事の見出し、内容などの原文を変更、編集しない。

7 発注者は、本件新聞記事の利用にあたって、受注者及び受注者の紙面、記事を誹謗、中傷するような使い方、受注者の信用を損なうような利用をしない。

8 発注者は、本件新聞記事について電子媒体での利用、蓄積をしてはならない。この電子媒体での利用には、本件新聞記事をインターネットや電子メールを通じて公衆送信することや、ネットワーク上で閲覧可能な状態におくことを含むが、それに限らない。

9 発注者は、本件新聞記事の中で、受注者以外の者（国内外での通信社を含むが、それに限らない。）が著作権を有する記事、写真、挿絵、図案、数表、グラフ等は、利用しない。著作権の帰属に疑義がある場合は、発注者は、事前に受注者の法務室・知的財産権管理センターに確認するものとする。

10 発注者は、長期にわたる連載記事（長期とはおおむね8回以上の連載した記事を意

味する)は利用しない。

1.1 発注者は、本件新聞記事について、別に定める事務所を除き、海外での複製利用や海外への配布物の送付はしない。

(利用記事報告)

第5条 発注者は、本件新聞記事の利用について、受注者から要求があった場合、記事複製配布物の一部及び利用記事数などの報告を、書面で遅滞なく受注者の法務室・知的財産権管理センターに行う。

(利用許諾料の支払)

第6条 発注者は、受注者に対し、この契約に定める本件新聞記事利用の対価として、利用許諾料を受注者に支払う。なお、受注者は、支払われた利用許諾料をいかなる理由があっても返還する義務を負わない。

2 発注者は、利用許諾料は利用条件等の利用環境に従い定められたものであることを理解し、変更が生じた場合には、遅滞なく受注者に通知し、利用許諾料の改定協議をしなければならない。

3 受注者は、契約期間満了後、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

4 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(社内に対する告知)

第7条 発注者は、この契約に定める利用条件を組織内に周知徹底するものとする。

(再利用の禁止)

第8条 発注者は、複製した本件新聞記事について、複製、転載、その他電子媒体を含むいかなる形態、媒体でも再利用してはならない。また、第三者が再利用することについても許諾を与えてはならない。

(責任)

第9条 発注者がこの契約に基づいて記事、情報を利用したことに関連して第三者との間に生じた紛争はすべて発注者の責任とし、発注者が解決するものとする。

(発注者の契約解除権)

第10条 発注者は、受注者(その代理人及び使用人を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反した場合

(2) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(3) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、新聞記事を利用した期間があるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又はこれと著しく異なる方法で記事を利用した場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、新聞記事を利用した期間があるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 発注者及び受注者は、双方の文書による事前の承諾なしにこの契約から生ずる

権利義務の一切について、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の履行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(危険負担等)

第14条 発注者がこの契約に違反し、受注者に損害を与えた場合は、発注者はその損害を賠償する責を負う。

2 天災その他の不可抗力により、業務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(紛争の解決)

第15条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものと除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第16条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成26年4月1日

(発注者) 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内

正

(受注者) 東京都千代田区大手町一丁目3番7号

株式会社日本経済新聞社

代表取締役社長

喜多恒雄

(受注者代理人)

東京都千代田区大手町一丁目3番7号

株式会社日本経済新聞社

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

50

(別紙1)

新聞記事複製利用条件等

1 利用条件等

対象新聞	日本経済新聞、日経産業新聞		
配布部数計（上限）	2273 部	月間使用本数計（上限）	200 本／月
内訳 利用方法別	利用の概要	配布部数	月間使用記事本数
1. 庁内での利用	裁判等に関する記事の把握などの目的で、 月に数回コピーを行うことがある。	2273 部	200 本／月
使用対象事業所	事業所住所		
1. 全国 の 裁判所 960 庁	東京都千代田区隼町 4-2 など		

2 対象期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 利用許諾料 月間 24,624円（消費税及び地方消費税を含む。）  
年間 295,488円（消費税及び地方消費税を含む。）

以下の金融機関の口座に次のとおり、振り込むものとする。

当該年度終了後、請求書受領後30日以内に支払うものとする。

金融機関名 [REDACTED]

口座名 [REDACTED]

(別紙第2)

複写利用を行う裁判所一覧表

- 1 最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。）
- 2 東京高等裁判所管内
  - (1) 東京高等裁判所（知的財産高等裁判所を含む。）
  - (2) 東京地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (3) 横浜地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (4) さいたま地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (5) 千葉地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (6) 水戸地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (7) 宇都宮地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (8) 前橋地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (9) 静岡地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (10) 甲府地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (11) 長野地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (12) 新潟地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- 3 大阪高等裁判所管内
  - (1) 大阪高等裁判所
  - (2) 大阪地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (3) 京都地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (4) 神戸地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (5) 奈良地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (6) 大津地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (7) 和歌山地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- 4 名古屋高等裁判所管内
  - (1) 名古屋高等裁判所（支部を含む。）
  - (2) 名古屋地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (3) 津地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (4) 岐阜地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (5) 福井地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (6) 金沢地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (7) 富山地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- 5 広島高等裁判所管内
  - (1) 広島高等裁判所（支部を含む。）
  - (2) 広島地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (3) 山口地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (4) 岡山地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (5) 鳥取地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (6) 松江地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- 6 福岡高等裁判所管内
  - (1) 福岡高等裁判所（支部を含む。）
  - (2) 福岡地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
  - (3) 佐賀地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）

- (4) 長崎地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (5) 大分地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (6) 熊本地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (7) 鹿児島地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (8) 宮崎地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (9) 那覇地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）

#### 7 仙台高等裁判所管内

- (1) 仙台高等裁判所（支部を含む。）
- (2) 仙台地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (3) 福島地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (4) 山形地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (5) 盛岡地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (6) 秋田地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (7) 青森地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）

#### 8 札幌高等裁判所管内

- (1) 札幌高等裁判所
- (2) 札幌地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (3) 函館地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (4) 旭川地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (5) 鈴路地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）

#### 9 高松高等裁判所管内

- (1) 高松高等裁判所
- (2) 高松地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (3) 徳島地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (4) 高知地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）
- (5) 松山地方家庭裁判所（支部、簡裁及び家裁出張所を含む。）

